添付資料１　用語の定義

　要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

1. 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
2. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地すべり、落盤、地震その他自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常の予見可能な範囲外のもの（募集要項等又は要求水準書等で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
3. 「保守」とは、建築物等の必要とする性能、または機能を維持する目的で行う消耗部品または材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。ただし、分解整備等にかかるものは除く。
4. 「点検」とは、建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常、または劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
5. 「修繕」とは、部材の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
6. 「分解整備等」とは、設備部材を分解し、部材の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する作業のことをいう。
7. 「更新」とは、部材の全面的な取替えをいう。
8. 「改修」とは、劣化又は陳腐化した建築物若しくはその部分の機能・性能を当初の性能水準以上に向上させることをいう。
9. 「清掃」とは、汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。